

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年10月14日 (金) 第354号の 3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日 (毎週火, 金)

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 公 安 委 員 会 規 則

○鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (※) (交通企画課取扱い) 1

### 公 安 委 員 会 規 則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月14日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

#### 鹿児島県公安委員会規則第19号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則 (昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号) の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の 1 条を加える。

(是正措置の命令)

第18条の 2 法第74条の 3 第 8 項の規定による公安委員会の是正措置命令は、別記様式第18号の 2 の是正措置命令書を交付して行う。

別記様式第18号の次に次の 1 様式を加える。

様式第18号の2（第18条の2関係）

第 号	
是 正 措 置 命 令 書	
年 月 日	
殿	
鹿児島県公安委員会 印	
道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、次の措置をとることを命ずる。	
所 在 地	
事 業 所 名	
命 令 内 容	
<p>(教示事項)</p> <p>1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定を知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。